

令和5年度
開成町地球温暖化対策実行計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

開成町企画政策課

第1 プロポーザルの趣旨

当町は、令和2年3月に町が行ったゼロカーボンシティ表明に基づき、脱炭素社会の実現に向けて2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することをめざしている。山も森もない当町にとって緑化による二酸化炭素削減は大きな効果が望めないため、創エネ・省エネ・蓄エネの推進が大きな課題となっている。令和4年度に策定した「開成町再生可能エネルギー導入戦略」を再エネ施策のベースに据え、創・省・蓄エネの普及と住民の行動変容のために講ずべき施策等を定めた開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定すること、及び現行の開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を現状に即して改定することを目的とする。

事業者の選定にあたっては、価格のみでなく提供サービスの内容、専門的知識や経験等を勘案し、総合的な見地から最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により提案を求め、契約の相手となる候補者を選定するもの。

第2 プロポーザル実施の概要

1 事務局（担当部署）

開成町企画政策課

住 所：〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地

T E L：0465-84-0312

F A X：0465-82-5234

E-mail：kikakuka@town.kaisei.kanagawa.jp

2 募集スケジュール（予定）

令和5年5月26日（金）公告・実施要領のホームページ掲載

令和5年6月9日（金）応募申込書兼誓約書の提出期限

令和5年6月9日（金）質問書の提出期限

令和5年6月13日（火）質問回答期限

令和5年6月26日（月）見積書及び企画提案書の提出期限

令和5年7月初旬 審査委員会（プレゼンテーション）

令和5年7月中旬 審査結果の通知・公表

第3 業務の概要

1 業務名 開成町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

2 業務内容 別添仕様書のとおり

3 委託期間 契約締結日から令和6年3月15日まで

4 委託上限額 4,224,000円（消費税を含む）

第4 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の各法による手続き又は申立てがなされていないこと。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始
 - イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始
- (3) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等を有し、他の地方公共団体において地球温暖化対策実行計画策定支援業務の実績があること。
- (7) 神奈川県内に本社・支社・営業所が所在し、当町と円滑な調整ができること。
- (8) かながわ電子入札共同システムに登録があり営業希望地に開成町を有すること。
- (9) 開成町暴力団排除条例（平成23年開成町条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

第5 参加申込み

「第4 参加資格要件」を満たし、プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください。なお、各様式等は、町公式ホームページ（以下「町HP」という。）に掲載し、窓口での配布は行わない。

(URL <https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>)

※ 掲載期間：令和5年5月26日（金）から令和5年7月14日（金）まで

1 提出書類…各1部

※キについては、紙媒体のほかに電子データでも提出すること。

	名称	様式及び添付書類等	様式等
ア	参加申込書 兼誓約書	・ 代表者印等を押印のこと。 ・ 実績がわかる書類（契約書の写）を添付すること。	第1号様式
イ	会社概要	・ 会社概要等のパンフレットを添付すること。	第2号様式
ウ	納税証明書	・ 直近1年の法人税、消費税（地方消費税を含む）、法人事業税及び法人町民税の納税証	—

	名称	様式及び添付書類等	様式等
		明書 ※ 提出日の3カ月以内に発行されたもの (写し可)。	
エ	業務実績書	・ 令和2年度から令和4年度までの過去3年間に国又は地方公共団体が発注した地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務の受託実績を記載すること。	第3号様式
オ	業務実施体制調書		第4号様式
カ	見積書	・ 内訳書(任意様式)を添付すること。 ・ 見積額は、第3「業務の概要」の委託上限額を上回らないこととする。 ・ 見積書には、消費税を含めた総額と消費税額を記載すること。 ・ 封入封緘による提出とすること。	第5号様式
キ	企画提案書	・ 本件の業務について、基本的な考え方やコンセプト、業務手法、住民等が身近に感じる計画づくりの手法を記載すること。 ・ 上記のほか、当町がゼロカーボンシティを創成するための手法があれば記載すること。	任意様式

2 提出方法

郵送または持参

※1 持参の場合は、前日までに電話連絡すること。

※2 郵送の場合は、簡易書留等により到達確認ができる方法によること。

3 提出期限

(1)応募申込書兼誓約書 令和5年6月9日(金)午後5時必着

(2)上記以外の書類 令和5年6月26日(月)午後5時必着

4 提出先

開成町企画政策課(〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773)

5 質問及び回答

プロポーザル実施に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1)質問書

第6号様式を使用すること。

(2)提出期限

令和5年6月9日(金)午後5時

(3)提出方法

電子メールで行うこととし、電子メール以外は受け付けない。

開成町企画政策課 (E-mail : kikakuka@town.kaisei.kanagawa.jp)

(4)提出先

開成町企画政策課ゼロカーボンシティ創成班

(5)回答日

質問に対する回答は、令和5年6月13日(火)までに町HPに掲載する。

(6)その他

質問に対する回答は、本実施要領又は仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加申込みにあたっての注意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 公文書公開等の必要性から、提出書類の内容を公表する場合がある。応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当町は、審査結果の公表等に必要な場合は、無償で利用できるものとする。

(3) 提出後の内容変更又は差し替えはできない。

(4) 提出された書類は返却しない。

7 辞退

参加申込みをした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和5年6月26日(月)午後5時までに第7号様式を開成町企画政策課に提出すること。

第6 提案の審査等

1 審査体制

当町が設置する「開成町地球温暖化対策実行計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、応募者から提案された内容を審査基準に基づき審査する。

2 事業者の決定方法

参加資格要件を満たした応募者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、事業提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

※ 事業提案者が1者であった場合も事業提案書の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

3 審査方法

参加者から提出された見積書及び企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。審査の基準等は別表のとおりとし、書類審査では別表の1～4までの内容と提案内容の記述の過不足について審査を行う。

4 プレゼンテーションの実施

書類審査を通過した者を対象に別表について総合的に審査するプレゼンテーション審査を行う。

ア 実施日、会場、集合時間等については、別途電子メールで通知する。

イ 出席者は、3名までとし、業務主任者を必ず含むものとする。説明は、受託後の実施体制に記載されている者が行うこと。

ウ 実施方法については、プレゼンテーションを20分以内で行うこととし、質疑応答は15分程度とする。(非公開)

エ パワーポイント等により説明を行う場合は、応募者においてプロジェクター等の機材を用意すること(スクリーンについては当町が用意する)。

オ プレゼンテーション審査は参加者名を伏せて行うため、社名を名乗る、プレゼンテーション資料に社名を記載する、社章(バッジ)を付けるなど、審査員が参加者を特定することができないよう気を付けること。

カ 新型コロナウイルスの流行状況により、WEBによる開催やプレゼンテーションを省略(書類審査による選考)する場合がある。

5 無効となる企画提案書等

企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

6 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 実施要領に定める手続以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) その他審査委員会が不適格と認めた場合

第7 事業者の決定方法

1 審査結果の通知等

審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者(最優秀提案者1者)にその結果を通知する。また、結果については、後日、審査結果報告書を公表する(優先交渉権者以外の応募者名は公表しない)。

なお、審査結果に対する質問や異議には一切応じません。

2 優先交渉権者との交渉及び契約の締結

町と優先交渉権者は、当プロポーザルに基づく事業の実施に関する協議、調整を行

い、契約を締結する。

契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、町は事業者と協議の上、変更することができるものとする。

協議が不調となった場合は、次順位交渉権者と交渉するものとする。

3 その他

(1) 審査委員会において審査の結果、ふさわしい提案がない場合は事業予定者なしとする場合がある。

(2) 契約締結後であっても、第4に列記された条件を満たしていないと判断された場合、契約の解除を行う場合がある。

別表

	審査項目	審査基準（評価詳細）			配点												
1	会社概要	業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。 <table><tr><th>評価</th><th>配点</th><th>基準</th></tr><tr><td>A</td><td>5点</td><td>優れた経営基盤を有している。</td></tr><tr><td>B</td><td>3点</td><td>可もなく不可もない。</td></tr><tr><td>C</td><td>0点</td><td>経営基盤に不安要素がある。</td></tr></table>			評価	配点	基準	A	5点	優れた経営基盤を有している。	B	3点	可もなく不可もない。	C	0点	経営基盤に不安要素がある。	5
評価	配点	基準															
A	5点	優れた経営基盤を有している。															
B	3点	可もなく不可もない。															
C	0点	経営基盤に不安要素がある。															
2	業務実績	過去3年間で地方公共団体が発注した区域施策編策定支援業務の受託実績があるか。 <table><tr><th>評価</th><th>配点</th><th>基準</th></tr><tr><td>A</td><td>5点</td><td>3件以上</td></tr><tr><td>B</td><td>3点</td><td>2件</td></tr><tr><td>C</td><td>2点</td><td>1件</td></tr></table>			評価	配点	基準	A	5点	3件以上	B	3点	2件	C	2点	1件	5
評価	配点	基準															
A	5点	3件以上															
B	3点	2件															
C	2点	1件															
3	実施体制	本業務の遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置しているか。 <table><tr><th>評価</th><th>配点</th><th>基準</th></tr><tr><td>A</td><td>5点</td><td>必要な知識・能力・経験を有する要員が複数配されている。</td></tr><tr><td>B</td><td>3点</td><td>必要な知識・能力・経験を有する要員が1名配されている。</td></tr><tr><td>C</td><td>0点</td><td>全体的に必要な知識・能力・経験を有しているか不明であり、遂行できない恐れがある。</td></tr></table>			評価	配点	基準	A	5点	必要な知識・能力・経験を有する要員が複数配されている。	B	3点	必要な知識・能力・経験を有する要員が1名配されている。	C	0点	全体的に必要な知識・能力・経験を有しているか不明であり、遂行できない恐れがある。	5
評価	配点	基準															
A	5点	必要な知識・能力・経験を有する要員が複数配されている。															
B	3点	必要な知識・能力・経験を有する要員が1名配されている。															
C	0点	全体的に必要な知識・能力・経験を有しているか不明であり、遂行できない恐れがある。															

4	見積額	以下の式により評価点を算出する（小数点以下第2位を四捨五入）。 配点（5点）×全ての参加者中の最低見積額 当該参加者の見積	5												
5	①区域施策編 業務に対する姿勢	本業務の目的・業務内容を十分に理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメージできる提案となっているか。 <table><tr><td>評価</td><td>配点</td><td>基準</td></tr><tr><td>A</td><td>10点</td><td>本業務の目的・業務内容を十分に理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメージできる提案となっている。</td></tr><tr><td>B</td><td>4点</td><td>本業務の目的・業務内容を理解しているが、仕様書の内容を具現化した成果物がイメージできない提案である。</td></tr><tr><td>C</td><td>0点</td><td>全体的に理解に乏しく、仕様書の内容を具現化した成果物とならない恐れがある。</td></tr></table>	評価	配点	基準	A	10点	本業務の目的・業務内容を十分に理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメージできる提案となっている。	B	4点	本業務の目的・業務内容を理解しているが、仕様書の内容を具現化した成果物がイメージできない提案である。	C	0点	全体的に理解に乏しく、仕様書の内容を具現化した成果物とならない恐れがある。	10
評価	配点	基準													
A	10点	本業務の目的・業務内容を十分に理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメージできる提案となっている。													
B	4点	本業務の目的・業務内容を理解しているが、仕様書の内容を具現化した成果物がイメージできない提案である。													
C	0点	全体的に理解に乏しく、仕様書の内容を具現化した成果物とならない恐れがある。													
6	①区域施策編 再エネ導入戦略	当町の再エネ導入戦略を把握したうえでの提案となっているか。 <table><tr><td>評価</td><td>配点</td><td>基準</td></tr><tr><td>A</td><td>10点</td><td>戦略について詳らかに理解している。</td></tr><tr><td>B</td><td>5点</td><td>戦略について少なくとも基本的な情報は理解している。</td></tr><tr><td>C</td><td>0点</td><td>全体的に理解に乏しい。</td></tr></table>	評価	配点	基準	A	10点	戦略について詳らかに理解している。	B	5点	戦略について少なくとも基本的な情報は理解している。	C	0点	全体的に理解に乏しい。	10
評価	配点	基準													
A	10点	戦略について詳らかに理解している。													
B	5点	戦略について少なくとも基本的な情報は理解している。													
C	0点	全体的に理解に乏しい。													
7	①区域施策編 ナッジへの移行	住民等の脱炭素行動の動機付けが補助事業からナッジによる手法に移行するための転換策の提案があるか。 <table><tr><td>評価</td><td>配点</td><td>基準</td></tr><tr><td>A</td><td>15点</td><td>充実した提案となっている。</td></tr><tr><td>B</td><td>10点</td><td>提案はあるが実現性に欠ける。</td></tr><tr><td>C</td><td>0点</td><td>提案が見受けられない。</td></tr></table>	評価	配点	基準	A	15点	充実した提案となっている。	B	10点	提案はあるが実現性に欠ける。	C	0点	提案が見受けられない。	15
評価	配点	基準													
A	15点	充実した提案となっている。													
B	10点	提案はあるが実現性に欠ける。													
C	0点	提案が見受けられない。													

8	②事務事業編 業務に対する 姿勢	本業務の目的・業務内容を十分に理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメージできる提案となっているか。	<table><tr><th>評価</th><th>配点</th><th>基準</th></tr><tr><td>A</td><td>10 点</td><td>本業務の目的・業務内容を十分に理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメージできる提案となっている。</td></tr><tr><td>B</td><td>4 点</td><td>本業務の目的・業務内容を理解しているが、仕様書の内容を具現化した成果物がイメージできない提案である。</td></tr><tr><td>C</td><td>0 点</td><td>全体的に理解に乏しく、仕様書の内容を具現化した成果物とならない恐れがある。</td></tr></table>	評価	配点	基準	A	10 点	本業務の目的・業務内容を十分に理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメージできる提案となっている。	B	4 点	本業務の目的・業務内容を理解しているが、仕様書の内容を具現化した成果物がイメージできない提案である。	C	0 点	全体的に理解に乏しく、仕様書の内容を具現化した成果物とならない恐れがある。	10
評価	配点	基準														
A	10 点	本業務の目的・業務内容を十分に理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメージできる提案となっている。														
B	4 点	本業務の目的・業務内容を理解しているが、仕様書の内容を具現化した成果物がイメージできない提案である。														
C	0 点	全体的に理解に乏しく、仕様書の内容を具現化した成果物とならない恐れがある。														
9	広聴	住民や学識経験者の意見を効果的に反映する手法となっているか。	<table><tr><th>評価</th><th>配点</th><th>基準</th></tr><tr><td>A</td><td>10 点</td><td>意見を効果的に引き出し、反映する手法が提示されている。</td></tr><tr><td>B</td><td>4 点</td><td>意見を引き出す手法の提示はあるが、効果は判断できない。</td></tr><tr><td>C</td><td>0 点</td><td>意見を引き出す手法の提示がなされていない。</td></tr></table>	評価	配点	基準	A	10 点	意見を効果的に引き出し、反映する手法が提示されている。	B	4 点	意見を引き出す手法の提示はあるが、効果は判断できない。	C	0 点	意見を引き出す手法の提示がなされていない。	10
評価	配点	基準														
A	10 点	意見を効果的に引き出し、反映する手法が提示されている。														
B	4 点	意見を引き出す手法の提示はあるが、効果は判断できない。														
C	0 点	意見を引き出す手法の提示がなされていない。														
10	情報発信	策定及び改定した両計画を住民等に効果的に発信する手法の提案があるか。	<table><tr><th>評価</th><th>配点</th><th>基準</th></tr><tr><td>A</td><td>10 点</td><td>意見を効果的に引き出し、反映する手法が提示されている。</td></tr><tr><td>B</td><td>4 点</td><td>意見を引き出す手法の提示はあるが、効果は判断できない。</td></tr><tr><td>C</td><td>0 点</td><td>意見を引き出す手法の提示がなされていない。</td></tr></table>	評価	配点	基準	A	10 点	意見を効果的に引き出し、反映する手法が提示されている。	B	4 点	意見を引き出す手法の提示はあるが、効果は判断できない。	C	0 点	意見を引き出す手法の提示がなされていない。	10
評価	配点	基準														
A	10 点	意見を効果的に引き出し、反映する手法が提示されている。														
B	4 点	意見を引き出す手法の提示はあるが、効果は判断できない。														
C	0 点	意見を引き出す手法の提示がなされていない。														

11	創造的提案	本業務をより有効にするための創造的な提案があるか。													
		<table><tr><th>評価</th><th>配点</th><th>基準</th></tr><tr><td>A</td><td>15 点</td><td>より有効にするための創造的な提案が<u>複数</u>なされている。</td></tr><tr><td>B</td><td>10 点</td><td>より有効にするための創造的な提案が <u>1 件</u>なされている。</td></tr><tr><td>C</td><td>0 点</td><td>創造的な提案がない。または創造的な提案はあるが本業務との関連性が見いだせない。</td></tr></table>	評価	配点	基準	A	15 点	より有効にするための創造的な提案が <u>複数</u> なされている。	B	10 点	より有効にするための創造的な提案が <u>1 件</u> なされている。	C	0 点	創造的な提案がない。または創造的な提案はあるが本業務との関連性が見いだせない。	15
評価	配点	基準													
A	15 点	より有効にするための創造的な提案が <u>複数</u> なされている。													
B	10 点	より有効にするための創造的な提案が <u>1 件</u> なされている。													
C	0 点	創造的な提案がない。または創造的な提案はあるが本業務との関連性が見いだせない。													